

社会福祉法人精華町社会福祉協議会
夏休み地域児童福祉活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、精華町内の小学生を対象として、社会福祉への理解と関心を高めるため、夏休み期間中の体験・交流活動等を行う自治会に対して活動費の一部助成を行い、自主的で継続的な地域福祉・児童福祉活動を促進していくことを目的とする。

(対象者等)

第2条 この事業の対象者及び団体等は、児童が居住する地域の自治会とする。

(事業内容)

第3条 この事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 広報・啓発活動

講演会、映画会開催 他

(2) 地域における各種ボランティア活動

(3) 社会福祉体験活動

手話・点字講習会、車いす体験、国際援助活動 他

(4) 地域一般での交流・体験活動

自然体験学習、交通安全講習会・防災活動、健康推進活動、地域の祭り等異世代間交流 他

(5) 清掃・環境美化活動

地域・公共施設・自然環境の清掃、地域・公共施設の花壇整備等 他

(実施方法)

第4条 この事業は、自治会からの申請に基づき、活動費の一部助成を行うことにより実施するものとする。

(助成申請及び交付決定)

第5条 第3条に規定する事業を実施しようとする自治会は、夏休み地域児童福祉活動助成金交付申請書(別記様式第1号)を精華町社会福祉協議会

長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

- 2 会長は前項の規定による申請を受けた場合は、申請内容を審査の上、速やかに助成金交付の適否を決定する。

（助成金）

第6条 第3条に規定する事業を実施する場合は、会費収入予算の範囲内において、申請のあった自治会に対し活動の一部助成金を交付する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年 7月11日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

（福）精華町社会福祉協議会長 様

（申請者）

自治会名

自治会長

印

年度夏休み地域児童福祉活動助成金交付申請書

次のとおり事業を実施するにあたり、夏休み地域児童福祉活動助成事業実施要綱に基づき申請します。

1. 開催日時.....

2. 開催場所.....

3. 活動内容.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

4. 参加者数（予定）.....